居宅介護支援に関する重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

この事業は、高齢化に伴って生ずるいろいろな病気により要介護状態となり、生活上の介護、機能訓練、看護を必要としたり、療養上の管理指導、医療等を必要とする方々を対象として行うものです。

そして、それらの方々の状態や機能に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な保険医療サービスや福祉サービスの給付を、介護保険法に基づいて行うものです。

(2) 運営の方針

当事業所は、利用者の意思、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを行い、サービスの種類や特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うことを基本方針とします。

なお、事業を行うときは、関係市町、介護支援センター、他の指定事業者、介護保険施設等 との連携に努めます。

2、職員の職種、人員、職務内容

区分	職種	常勤	勤務内容
居宅介護支援	管理者	1名	管理監督・居宅サービス計画作成・連絡調整
	主任介護支援専門員	2名以上 (内1名管理者と兼務)	居宅サービス計画作成・連絡調整
	介護支援専門員	3名以上	IJ.
	事務職	1名	一般事務

3、営業日·営業時間

平日	8時30分から17時30分まで
土曜日	8時30分から12時30分まで
日曜・祭日等	休み(日曜・祝日のほか8月13日、12月29日~1月3日まで)
連絡先	電 話 0235-29-1255

※上記、営業日、営業日以外も電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制としています。

4、居宅介護支援の提供方法、内容

- ① 利用申込み後、利用者の心身の特性と能力に応じたサービス計画を作成します。
- ② 適切なサービス提供ができるように他事業者との連絡調整を行います。
- ③ 介護保険施設への紹介、その他の便宜供与ができるように努めます。

5、利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されますので、<u>自己負担はありません</u>。 ただし、保険料の滞納等があり<u>法定代理受領ができなかった場合</u>は、一旦別紙料金表のとおり 関係法令等で定められた金額を利用料金としてお支払いいただきます。 なお、料金をお支払いいただいた場合は当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。 この証明書を市町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

(2) その他の料金

[交通費の支払い] 鶴岡市・三川町の地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が利用者宅を訪問するための交通費が発生する場合があります。

6、秘密の保持および個人情報の保護

事業所の介護支援専門員、その他の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を第三者に漏らしません。また、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報使用同意書」のとおり適切に管理いたします。

7、虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8、 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を整備します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていきます。

9、業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

10、サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス選択の内容及び手続の説明及び同意については、別記の通りといたします。
- ② 利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。
- ③ 指定居宅サービス事業者等より提供を受けた利用者の服薬状況や口腔機能、心身または生活の状況に係る情報について、利用者の同意を得て介護支援専門員から主治の医師や歯科 医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11、ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12、サービス内容に関する相談・苦情窓口

要望・苦情・居宅サービス計画等について相談がある場合は、次のところで承ります。

(1) 事業所における対応

ケアプランセンターふきのとう受付担当者 金 内 弘 子電 話(0235) 29-1255

(2) その他の苦情受付機関

山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電 話 (0237) 87-8006

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要なことを 説明しました。

事業者	所 在 地	〒997-0035 鶴岡市馬場町1番34号	
	 名 称	一般社団法人鶴岡地区医師会	
	名 称	ケアプランセンターふきのとう	
	管 理 者	→	
	氏 名	金内弘子 氏 名	

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、 サービス提供開始について同意します。

利用者	住所	〒
	氏 名	
代理人	住 所	〒
	氏 名	利用者との続柄(